

Q.

当社は和牛(地元ブランド牛)の加工・卸を行っています。シンガポール向けに日本から BtoC で販売することは可能でしょうか。また、現地事情についても教えてください。(食料品製造業)

А

シンガポールへの牛肉輸出にあたっては、シンガポール食品庁(以下、「SFA」とする。)が認定した日本の食品事業所(と畜場、食肉処理場、食品加工工場など)から、認定された製品のみしか輸出できません。したがって、初めに SFA から上述の認定を受けることが前提となります。よって現状では BtoC でシンガポール個人向けに牛肉を輸出することはできません。

解説

1. シンガポールへの牛肉輸出

こちらは信用金庫とそのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫(検索はこちら)までご相談ください。

続きを読む